平成２９年（フ）第８５号
滋賀県高島市安曇川町田中503番地　マンション太田町104号、前住所滋賀県高島市安曇川町中央４丁目７番地24
債務者　濱野よし子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８７号
滋賀県草津市青地町995番地ガーデンハイツ山黄401号
債務者　鵜重　梨紗
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８８号
滋賀県守山市二町町127番地２
債務者　安藤　吉郎
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
滋賀県草津市野路町363番地55
債務者　芝山　靖子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０２号
大津市中央４丁目７番24号　レイク中央Ⅱ405号、前住所大津市御幸町１番38号
債務者　秋田　　歩
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０３号
滋賀県守山市今市町132番地の５
債務者　小林由梨加
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１３号
滋賀県草津市野路東６丁目６番３－107号ブライト45
債務者　寺田　美穂
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２１号
大津市雄琴６丁目９番17号
債務者　藤原　美樹
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
滋賀県彦根市中藪町660番地13（101号）
債務者　西野　友啓
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４６号
滋賀県近江八幡市若葉町３丁目1795番地11（411号）、前住所滋賀県近江八幡市鷹飼町東２丁目７番地３（302号）
債務者　辻川　敬子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５１号
滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹105番地１
債務者　金澤　嘉彦
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５２号
奈良県橿原市葛本町540番地の４
債務者　上島　伸利
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
奈良県橿原市葛本町540番地の４
債務者　上島　裕子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
奈良県御所市734番地
債務者　正司尹希子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
鳥取県西伯郡南部町下中谷2457番地
債務者　小林　幸雄
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４０号
鳥取県西伯郡南部町下中谷2457番地
債務者　小林裕見子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２４１号
広島市西区己斐上３丁目38番２号
債務者　岡本　直美
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８０号
広島市安佐北区落合５丁目23番15―202号
債務者　キャットタウンこと　徳永由美子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部